

第七部

第四回参議院大藏委員会會議録第五号

昭和二十三年十二月十二日(日曜日)

本日の會議に付した事件

○公認會計士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

午後四時五十六分開会

○委員長(櫻内辰雄君) それでは只今より開会いたします。

議題は衆議院の大上司君提出の「公認會計士法の一部を改正する法律案」であります。衆議院より送付されたものであります。

公認會計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六條 但書中「昭和二十四年四月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

第五十七條 第六項の次に第七項、第八項及び第九項として、次のように加える。

7 この法律施行の際、現に引き続き三年以上計理士の業務に従事していた者は、第五條第二項の規定にかかわらず、會計士補となる資格を有する。

8 前項の資格を有する者が、會計士補となるには、この法律施行の日から三箇月以内に、會計士補名簿に會計士管理委員会規則をもつて定める事項の登録を受けなければならない。

9 この法律施行の際、現に引續きの計理士の業務を十年以上行つてい

た者は、會計士管理委員会規則の定めるところにより、會計に關する研究報告書又は意見書(レポーター)を會計士管理委員会に提出して、特別公認會計士試験に代へることができ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

とあります。で、衆議院の大上司君が來られて、この提案の理由を説明せられるのであります。どうか御説明をお願いします。

○衆議院議員(大上司君) お許しを得まして「公認會計士法の一部を改正する法律案」の提出の理由、並びに趣旨を御説明申し上げます。

公認會計士法は大体事業体の経理を最も公正に、そして我々の願うところの経済の民主化と、外資導入の基礎をなすものであらうと思ひます。なぜならば企業におきましては、いかに問題がございまして、人間の身体に例えらばお医者さんの意味をする、いわゆる不経済なところの経費の支出とが、或いは財産の評価の面において、適正なところの立法に關つてこれを是正せしめて行く、即ち経営面に対する一つの医者的な存在でございまして、かかる場合に單なる臨床學と申しまするか、医者のことは余りはつきり存じ上げておりませんが、問題は経費であると思ひます。こういうふうな場合には學識と、そして會て手掛けたところの経験を十分活かさせる必要があ

る。向、第一回に通りました文で見るとその点が疎かになつておるやうな気がする。実情に副わないというやうな点を一、二見受けましたのが今回改正の提案の理由でございまして。

尙逐條的に御説明及び理由を申し上げます。先ず第七條の、この法律施行の際、現に引續き三年以上計理士の云々ところを改めます。この項の改正理由といたしましては、計理士に登録された者は旧大學令による大學、旧專門學校令による專門學校、又はこれらと同等以上と認められる學校において會計學を修め、これを卒業した者、並びに計理士試験に合格したものであつて而も三年以上の実務の業務経験を持つものであるから、會計士補となるには十分に資格があると考へます。但しこれがために本條第一項に定める昭和二十三年八月一日から三年以内に行われる、特別公認會計士試験の受験資格は全然失われたものではない、かような意味でございまして、第八條の理由を御説明申し上げます。これは一番の問題になる点でありまして、これは先般のは十五年となつておりました、これを何故十年にするかと申しますと、前項改正理由に掲げてある、即ち學識経験をもち而も十年以上の豊富な実務の経験を有する者は、公認會計士としてその職務を執行するに十分なる知識と経験並びに技能等を確保に保持しておる、持つておる、かゝるに考へます。従つて單なる筆記試験を以てその能力を判定するといふことはむ

ずかしいで、この一面これを補うために、即ち研究の報告書又は意見書、即ちレポートといふものを徴する。これによつて十分なる審査をやつて行けば大体その學問的な面、學理的な面、技術面と併立して選考することゝでき得る、かゝるに考へて提案したのであります。簡單でございしますが、趣旨弁明をいたします。

○委員長(櫻内辰雄君) 御質問がございましたら……

○小川友三君 會計士補という職責の範圍を伺ひたいと思ひます。會計士と會計士補とどういふ具合な職責の差があるかといふことについて一つ、もう一つは大學又は專門學校、旧制の專門學校を出られておられますので、又計理士の試験に合格せられておられますので、所謂實際に資格のある方でありまして、三年以上計理士の業務に従事したという者は會計士補でなく會計士にした方がよいだらうと思ひますが、併し會計士補と會計士の差が殆んどないといふならば、それで差支ありませんが、この点につきまして提案者の御高見を拜聴いたしたいと思つております。それから十年以上計理士だつた者と學識経験を講じてあります、この点は大會におきまして、特に大都會市においてはさうした扱い件数が非常に多いであらうと思ひますので、大都會市において計理士をやられた方は或いは六年でも差支えないと思ひますが、この点につきまして、取扱件数がその比率その働きを示すの

でありますからして、これに對して御考慮を拂つたことがございますかどうかといふ点をお伺ひいたします。

○衆議院議員(大上司君) お答えいたします。先ず第一の會計士補と並びに會計士との相違が云々というやうに心得ました。尤もこの三年間という実務規定は必要でありこれが現に守られておりますが、今次の改正の公認會計士法となりましては、聊か過去の日本の経理状態といひますか、まあ、さつぱらんに言ひますならば英文報告と申しますが、ごういふ特殊技能が織込まれて参ります。従つてその面を十分にこなし得るや否やといふ一つの観点になつておるので、ここに一つの原則を設ける必要があると、かゝるに考へます。それから第二の大會は勿論大きな企業体でございまして、一点といふ件数に拘わらず、相当大きな而も複雑な経理内容を持つておる会社が沢山ある。従つて一律に十年に承りましたのでいかんかといふやうに承りましたのでございまして、御尤もの御意見でございまして、先ず大體に會計の方法の処理方法は、大體大會社によらず、小さい会社によらず、一貫性のある一つの理論があります。従ひましてその取扱の実務規定においては六年といふ判定はこれも一應御尤もでござい

ます。が、全國的な基準から見、尙且つ又計理士には特殊なものがございます。化学製品を製造する即ち製造工場、の経理状態と、營業販賣、純然たる販賣だけのこの経理状況と、その化

学の中にも鉄鋼もございます。肥料もございます。こういうふうに各分野に分けて見ますと、なか／＼難多でむずかしいものでございまして、これを大體どれでもこなし得る者は十年程度でよからうという判定をつけましたので、六年とせず十年とした次第でございます。

○天田正三君 ちよつとお伺いします。先ず第一に総括的な問題であります。當つて第二國會にこの會計士法案が提出されました。政府の理由として「計理を公正にし、財務書類の眞実性を確保すること等により、経済の民主的、且つ合理的な基礎を確立するため」云々。こういうふうになつてゐるわけでありませう。従つてこの公正を期するためには当然その人格も必要なる條件、こういうことになつて來ると思つたから技能が十分であるという意味においてかように改正されたのはどういふ理由によるか。更にこれは第三國會の最後の日に本院に送附されました「公認會計士法の一部を改正する法律」というので、その改正の項目を、第五十七條第二項の第一号中に列挙されておられる第一号の「計理士」の次に「及び税務代理士」を加えるということがあつたのでありますが、これは勿論前國會のことではありますけれども、衆議院送付案として來ております以上は、必ずこのことの方が先に衆議院として取上げられた筈だと思つております。そこで今度この審議を衆議院においていたします際に、このことも必ず御議論なさつたと存じますが、この今回送附されました中にそれがないのはどういふ理由によつてかやうに相成つたのであるか。それから九項の改正であります。結局これは十年以上やつた者は管理委員會の規則の定むるところによつて研究報告書、これだけでいいということになつておられますけれども、これは一體一番先に質問申上げました公正を期する意味における人格的な裏づけといひまして、その裏づけとの関連はどのように御解釈なさつたのか、以上お伺いをいたします。

○衆議院議員(大上君) お答えいたします。先ず第一の御質問は、會計即ちこの法案については民主的な或いは合理的な基礎に立つ、即ち根本において公正を期するといふ点にある。従つて技能十年という前提を置いたのは技能面だけであつて、人格面をどうするかという御質問のやうに心得ます。先ず私考えますのは、大體個人の意見を述べまして頂きたいのですが、石の上にも三年と申しますが、一つのこれは特殊技能と認めます。従つてこれを遂行するについては随分の苦痛もあるだらう。十年やつておられますと大體その人の營業方針或いは技能の方針といふものが察知できるのじやなからうか。こういうふうな一つの基準判定にしておられます。又それ以外の点はこの報告書によりまして、この會計士管理委員會がその審査をするということでございますので、当然ここにおいて人格面もこの審査基準になるのではなからうか、當然なるべきである、このやうに解釈いたしておられます。その次の御質問は、まず税務代理士と申しますのは、最前申上げました旧大学令による大学並びに旧専門学校令によるこの専門学校を卒業しなくても、税

務署において徴税関係を三年いたした者と心得ておりますが、判任官、今の三級官の場合には、特別選考で無試験でこれを税務代理士にしておられるのが多いのでございませう。こういう観点で、決してその方々が學歴が劣つておられるとはございませぬけれども、計理士とおのずから採用條件が違つておられる。この面においてこの十年を云々といふことが少し無理ではなからうかと、このやうに心に心得ております。それから第三点の御質問は、第一の問題と同じやうな解釈を持つております。

○小川友三君 本案は衆議院を通過しておりますものであります。敢えて修正することはないと思ひますが、併し從來の計理士さんは、この會計士に對してどういふ呼びをしておるか、どういふ希望を持つておるかといふことを、全國の計理士会の空氣を分つておられる範圍内で提案者の方に御説明を賜りたいと思ひます。又十年以上計理士の實務をやつておられる者が全國で大體何人くらい、九年以下の者は何人くらいかといふことも、分れば御説明を賜りたいと思ひます。それから又會計學を習つておられますところの生徒が現在どのくらいあるのか、各生徒の意見がどういふ工合になつておるかといふことを大體に御説明を賜りたいと思ひます。

○衆議院議員(大上君) 我先般その方たちと公式に委員會でお目に掛りまして、まず第一に、敗戦直後日本の國民が過去の生業を、温存と嘗うと語弊があるかも知れませんが、安閑と守つておるつもりでは決してない、當然引揚者並びにその他難災を蒙つた方と同じつもりであるけれども、これは一つは経理面と取り組んでみますと、そう

簡単に仕事ができるものではございせん。我々長年やつて來まして、その一つの役所の机上の空論においてこれを改正するのは大きな異議がある。その一例といひまして、一人の計理士につきまして、大體大きいところでは三百乃至五百、或いは千近くの経理の面倒をみております。従つて自分一人では無理だから計理士の資格を持つたお方を出して見て貰う。これは勿論會社の利益計算云々に非ずして、最前申上げました企業家の採算と申しますか、例えば木材を仕入れるについては今が幾らであるか、これを製造すれば幾らであるか、従つて投下資本の回転率が幾らであるか、これを製造すれば幾らであるか、算定を下さるのだから、そう簡単にいくものではない、これは技術方面だけに自信を持つてやつておる、こういうふうなことであります。單なる自分の保守的な氣持でやつてゐるものではないといふことを私は纏んだやうに思つております。その次の十年以上はどのくらい、或いは九年以下はどのくらいという問題は、誠に申訳ありませんが、ちよつと資料がございせんので……。次の生徒の意見であります。會計學を學んでゐる者は非常に今度の改正に関心を持つてゐるというが、非常に勉強しておられます。そしてまず現象非現象に拘らず、なぜこういう形態に行くのであらうか、既存の制度でなぜいけないかといふやうなことを勉強しておられます。関心を持つてゐることは事實であります。これも関心を持つてゐるくらいのことでは、はつきりは分りません。

○小川友三君 この問題は相當慎重にやるべき問題であると思つておりますが、計理士さんで十年以上やつた者が分つておるならば、計理士の方が來ておりましたら資料を出して頂きたいと思つております。それから計理士の料金といふものは非常に安いという声を聞いておられます。申込みして、なか／＼安いから出掛けてくれないという状況であります。大體料金はどのくらいでやつておりますか。お示しを賜りたいと思ひます。

○衆議院議員(大上君) 私は登録はしておりますが、非現業でございまして、全然やつたことはございせん。お許し願へば松野君からお聞きになつて頂きたいと思ひます。

○天田正三君 ちよつと待つて下さい。委員でない議員の方には、委員會に諮つてなければならぬはずでございます。松野君内君に説明して貰いたいといふ大上君の話ですが、御異議ございせんか。

○委員(松野君) 御異議ないと思ひます。

○委員(松野君) 御異議ないと思ひます。一言補足的に申し上げます。私は昨年の會計士法の時分にも財政金融委員會で若干説明した者でもあり、又この方面に長年學校方面とか、經營者方面にも關係を持つておりますので、ちよつと補足して頂きたいと思ひます。私の今日まで聞いていたところは、凡そ計理士として登録した者は二万余りと思つております。そうして登録はしたけれども仕事をしない人もありますので、現在やつてゐる方、即ち現業、これが約五、六千だろ

また中にそれが無いのはどういふ理
つたと存じますか。この今更なされ
よる大学並ひに旧専門学校令による
ころの専門学校を卒業しなくても、税

じつよりであるけれども、これは一つ
の経理面と取り組んでみますと、そ

やるべき問題であると思つております
が、計理士さんで十年以上やつた者が

うと業界で言われております。確かな
ところは分りません。又今年以上の

という小川委員からお尋ねがありまし
たが、これは七、八百と言われており
ます。
○小川友三君 安きに失して、頼んで
もなか／＼出て来られないということ
ですが、料金の問題ですねこれは……
○委員外議員(松野喜内君) これは現
案の方から伺つて頂きたいと思いま
す。
○委員(櫻内正雄君) 料金の問題の
分つて居る方が居るようですが、お聞
きすることに御異議ございませんか。
○天田正雄君 説明員でもなし、政府
委員でもないのに、これをやるのはな
んですから、これは速記を止めて聞く
ことにしては如何ですか。
○委員(櫻内正雄君) 速記を止め
て。
〔速記中止〕
○委員(櫻内正雄君) それでは速記
を始めて……外に御異議がありません
か。
○天田正雄君、公認会計士も会計士補
も、法の認めるところによりますと、
全部同じ仕事ができるということにな
つておりますが、独立して別個にや
らせるというお考えでこのように衆議
院は改正されたのですか、そういう
お考えで、つまり今まで通り営業がで
きるという見込みでお出しになつたも
のかどうか。
○委員(櫻内正雄君) この法案は
今まで通り仕事を継続して行こうと
いう趣旨を以て本法案を出したかとい
う御質問のように思ひます。勿論それ
は重大なる一つの要素ではございま
すが、今日この法案が出て参りまして
計理士の現業者は死活の問題でござ
いますから、いろいろと意見もあり、

或いは本人の希望もあろうが、更に私
たちの考えとしては、單なるそう
いふような簡單な考えではございま
せん。何故ならば、さつき申し上げた
通りに、企業と申しますか、すべての
企業の法的な存在であるから、この
際、現業計理士の頭の切り替えも必要
である。従つて新しく採入れられると
ころの、即ち外資導入というような面
についても、更に勉強をして頂く必要
がある。こゝにいうような二つの観点
を以ちまして提案したのであります。
○小川友三君 議事進行について……
既に質問も相当繰返されまして、又提
案者として、大上先生、又説明と
して松野先生の御意見も拜聴しまし
たので、これで質疑を打ち切り、討論に
入つて頂きたいと思ひます。
○委員(櫻内正雄君) 直ちに討論に
移ることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(松野喜内君) その前にちよつと……
政府はこれに対してどういふ意見を持
つておられるか、それを聞きたいと思
ひます。
○政府委員(平岡三三君) 第二國會に
この公認会計士法の法案が出ました際
に、計理士会の方から法案につきま
して非常な改正の意見も出しましたの
で、且つ又政府もそれを諒といたしま
して、いろいろ意見を持つておつたの
でありますけれども、結局関係方面と
の経緯の結果、最初の原案通りで以て
通過いたしましたわけでありまして、今日
この法案の改正につきましては、政府
当局といたしましても、希望するところ
である、こゝを考へております。
○委員(櫻内正雄君) これより討論
に入ります。

○天田正雄君 私は本改正案に賛成
いたします。勿論私共もこのような改正
を行わなければならぬ。尙第三國會
に衆議院から送附されました案す
らも、これは通過せしめなければならぬ
といふことに考へておつたわけであ
ります。然るに適宜にこのような改正
が行われまして私共喜んでおるわけ
であります。そこで若しこれ以上私共
は改正しなければならぬといふ考へ
もなきにしもあらずであります。が、
そのようなことをいたしてあります
と、すでに解散間近という声すらあ
る中におきましては安当でない、この
ように考へますので、本案は衆議院の
送付通り、無修正を以て通過せられん
ことを望みます。
○小川友三君 只今天田先生の発言の
通り、解散を前に控えておるというよ
うな空気がありますので、この衆議院
から送附された案は適正に近いもので
ある、かように認めまして、原案に賛
成するものであります。
○委員(櫻内正雄君) 外に御発言は
ございませんか。……別に御発言もな
いようでありますから直ちに採決いた
します。
衆議院送付の原案通りに可決するこ
とに賛成の方の御登手を願ひます。
〔総員挙手〕
○委員(櫻内正雄君) 全会一致と認
めます。よつて本案は可決と決定いた
しました。
尙本會議における委員長の口頭報告
は、予め多数意見者の承認を経ない
ばならぬことになつておりますが、こ
れは委員長において本法案の内容、委
員会における質疑應答の要旨及び討論
表決の結果を報告することとして、御

承認を願うことに御異議ございま
せんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(櫻内正雄君) 御異議ないと
認めます。それから多数意見者の署名
を付することになつておりますので、
委員長が議院に提出する報告書には、
本案を可とする方は順次御署名を願
ひます。
多数意見者署名
油井賢太郎 天田 勝正
小川 友三 米倉 龍也
小宮山常吉 小林米三郎
黒田 英雄 松嶋 喜作
木村龍八郎
御署名渡れはございませんか。なし
と認めます。それでは本日はこれにて
散會いたします。
午後五時三十分散會
出席者は左の通り。
委員 櫻内 辰郎君
理事 黒田 英雄君
委員 天田 勝正君
松嶋 喜作君
油井賢太郎君
小林米三郎君
小宮山常吉君
木村龍八郎君
米倉 龍也君
小川 友三君
委員外議員 松野 喜内君
衆議院議員 大上 司君
政府委員 大藏政務次官 平岡 三三君
十二月十一日予備審査のため、本委員

會に左の事件を付託された。
一、特別職の職員に俸給等に関する
法律案
一、公認会計士法の一部を改正する
法律案(衆議院送付)
特別職の職員に俸給等に関する法
律案
特別職の職員に俸給等に関する法
律案
一 内閣総理大臣
二 國務大臣
三 検査官
四 人事官
五 大使及び公使
六 宮内府長官及び侍從長
七 内閣官房長官
八 内閣官房次長
九 政務次官
十 連絡調整中央事務局長
十一 國家公安委員會委員
十二 公正取引委員會の委員長及
び委員
十三 全國選舉管理委員會の委員
長及び委員
十四 國家公務員法(昭和二十二
年法律第二十号)第二條第三
項第八号及び第十二号に掲げる
秘書官
十五 侍從
十六 國家公務員法第二條に掲げ
る特別職にある者で前各号に掲
げるものの外政令で定める者
第二條 前條第一号から第十三号ま
でに掲げる特別職の職員に俸給月
額は、別表による。

第七部 大蔵委員会會議録第五号

昭和二十三年十二月十二日【参議院】

2 前條第十四号から第十六号までに掲げる特別職の職員は、俸給月額、政令で定める。但し、その最高の額は、二万円をこえることができない。

第三條 新たに特別職の職員となつた者には、発令の日から俸給を支給する。但し、退職した者又は罷免された者が即日他の特別職の職員に任ぜられたときは、発令の日の翌日から俸給を支給する。

第四條 特別職の職員が、退職、罷免又は死亡に因り特別職の職員でなくなつたときは、その日まで俸給を支給する。

第五條 前二條の規定により俸給を支給する場合においては、その俸給の額は、俸給月額の二十五分の一をもつて俸給日額とし、日額によつて計算する。但しその額が俸給月額をこえるときは、俸給月額にとどめるものとする。

第六條 俸給は、毎月政令で定める期日に支給する。但し、第四條の場合においては、その際支給する。

第七條 特別職の職員に対して支給する俸給以外の給與は、一般官吏の例による。但し、第一條第一号から第十三号までに掲げる者及び政令で定める者には、扶養手当及び超過勤務手当は、支給しない。

附則

第八條 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一條及び第二條の規定は、前項の規定にかかわらず、昭和二十三年十一月一日から適用する。この場合において、「人事官」とある

昭和二十四年一月五日印刷

昭和二十四年一月六日発行

のは「臨時人事委員長及び臨時人事委員」と読み替へるものとす。

第九條 特別職の職員が昭和二十三年十一月一日以後の分として既に支給を受けた俸給その他の給與は、この法律による俸給その他の給與の内拂とみなす。

2 前項の規定により内拂金とみなされた金額がこの法律により受けるべき給與の額をこえる場合においても、既に支給を受けた給與は、返還せしめないことができる。

第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項を次のように改める。

委員長及び委員の報酬は、別に定める。

第十一條 内閣総理大臣等の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第五十五号）は、廢止する。

別表

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	四〇、〇〇〇円
國務大臣	
検査官	
人事官	
大使	
國家公安委員長	三二、〇〇〇円
公正取引委員長	
全國選管管理委員長	
宮内府長官	二八、八〇〇円

内閣官房長官	二八、〇〇〇円
公正取引委員長	二五、六〇〇円
侍從長	
公使	
内閣官房次長	
政務次官	二四、〇〇〇円
連絡調整中央事務局局長	
全國選管管理委員長	

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十六條但書中「昭和二十四年四月一日を昭和二十五年四月一日」に改める。

第五十七條第六項の次に第七項、第八項及び第九項として、次のように加える。

7 この法律施行の際、現に引き続き三年以上計理士の業務に従事していた者は、第五條第二項の規定にかかわらず、会計士補となる資格を有する。

8 前項の資格を有する者が、会計士補となるには、この法律施行の日から三箇月以内に、会計士補名簿に会計士管理委員会規則をもつて定める事項の登録を受けなければならない。

9 この法律施行の際、現に引き続き計理士の業務を十年以上行つていた者は、会計士管理委員会規則

の定めるところにより、会計に関する研究報告書又は意見書（レポート）を会計士管理委員会に提出して、その審査をもつて、特別公認会計士試験にかえることができる。

附則

この法律は公布の日から施行する。

十二月十二日本委員会に左の事件を付託された。予備審査のための付託は十二月十一日）

一、公認会計士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

参議院事務局

印刷者 印刷局